

# 一般財団法人 日本法律家協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本法律家協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、司法の発達、法曹の向上及び法学の進歩を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 司法、法曹及び法学に関する調査・研究
- (2) 司法、法曹及び法学に関する図書その他の資料の刊行
- (3) 司法、法曹及び法学に関する研究会、講演会その他の集会の開催
- (4) 外国の法曹との交流
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 協会の目的である事業を行うために不可欠な財産である吉川大二郎・関根小郷・竹内寿平及び鈴木竹雄の寄附した金500万円をもって、協会の基本財産とする。

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事（会長）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これらの書類の内容を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事（会長）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、(1)及び(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)から(5)の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 協会に、3人以上10人以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を共にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつてはその代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第11条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第12条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 計算書類等の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議又は承認するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事（会長）が招集する。

- 2 評議員は、代表理事（会長）に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事（会長）は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長及び決議)

第17条 評議員会の議長は、開催の都度、評議員が互選する。

- 2 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第2項ないし第4項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第19条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうち評議員会で定める1人が署名若しくは記名押印をする。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第19条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を会長、4人を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐しその業務を執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行を理事会

に報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の事業及び業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選任及び解職

(4) その他理事会が決議又は承認するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、あらかじめ、決議の目的たる事項、日時及び場所を示して、理事及び監事に通知しなければならない。

(議長及び決議)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、会長及び出席した監事1人が署名若しくは記名押印をする。

## 第8章 顧問及び事務局

(顧問)

第31条 協会に顧問を置く。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(事務局)

第32条 協会の業務執行等の事務を補助するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

## 第9章 会員及び会員総会

(会員)

第33条 協会に、次の3種の会員を置く。

(1) 正会員

イ 弁護士、裁判官、検察官、公証人又は大学(大学院を含む。)の法律学の教授若しくは准教授の職にある者、又はそれらの職にあった者で、次条の規定に従って入会したもの。

ロ 前号に掲げる者を除くほか、法律に関する職務若しくは法律学の研究に従事する者、又はそれらに従事した者で、次条の規定に従って入会したもの。

(2) 準会員

協会の目的に賛同する外国の法曹で、次条の規定に従って入会した者。

(3) 名誉会員

協会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦されたもの。

- 2 会員は、協会の機関誌その他の刊行物の配布を受け、研究会、講演会等の集会その他の行事に参加することができる。
- 3 協会は、毎年1回会員の定時総会を、必要がある場合に臨時総会を開催する。
- 4 会員及び会員総会に関し必要な規則は、理事会の決議により定める。

(入会)

第34条 協会の正会員又は準会員として入会しようとする者は、業務執行理事の承認を受けなければならない。

- 2 協会の入会に関し必要な規則は、理事会の決議により定める。

(退会)

第35条 正会員及び準会員は、会長に届け出て、退会することができる。

- 2 正会員及び準会員が、次のいずれかの事由に該当するときは、理事会の決議により退会させることができる。
  - (1) 法曹の品位を失うべき非行があったとき。
  - (2) 協会の秩序を著しく乱したとき。
  - (3) 会費を滞納したとき。

(入会金・会費)

第36条 協会に入会しようとする者は、規則で定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員及び準会員は、理事会の定めるところにより、一定額の会費を納入しなければならない。

## 第10章 支部

(支部の設置)

第37条 協会は、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部に関し必要な規則は、理事会の決議により定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第39条 協会は、基本財産の減失による協会の目的である事業の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益財団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 剰余金の分配

(剰余金の分配の禁止)

第41条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第14章 施行規則

(規則)

第43条 協会の事業及び業務の執行に必要な規則は、理事会の決議により定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の最初の代表理事（会長）は、千種秀夫とする。